



「戦争のない平和な世界に暮らしたい」—世界中の誰もがそう願っています。日本国憲法は、太平洋戦争での日本軍の侵略がアジア諸国を中心に数千万人の死者・負傷者・性被害者・戦争孤児を生み出し、多くの罪なき人々に回復しがたい損害を与えたことから、こうした戦争の惨禍を二度と繰り返すまいとの反省に基づいて制定されました。

憲法は前文で「日本国民は、恒久の平和を念願し…平和を愛する諸国民の公正と正義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と宣言し「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」として平和的生存権を保障しています。

そして、全世界の国民の平和的生存権を実現するために、第9条1項で「戦争の放棄」を定め、いかなる紛争も武力によって解決してはならないことを宣言し、第9条2項で戦力も交戦権も保持しないことを定めています。憲法9条により、戦後68年間、日本は一度も戦争に巻き込まれることはありませんでした。

## 憲法9条を守ります 女性は戦争への道を許さず、

日本国憲法は私たちの誇りであり、憲法9条は「世界の宝」です。

いま、その憲法9条が改悪の危機にあります。安倍政権は、集団的自衛権の行使を可能にし、憲法9条を改悪して日本を「戦争できる国」にしようとしています。憲法9条改悪による国防軍の創設により、アメリカを中心とする多国籍軍などへの海外派兵が可能となり、私たち日本人が、罪のない一般市民を巻き込んだ大量殺りくに直接加担することになるのです。

戦争で紛争は解決できません。戦争は癒えることのない苦痛と憎悪・暴力の連鎖につながります。戦争は、平和的生存権を侵害し、人間の尊厳を踏みにじる最大の暴力です。その暴力の矛先は、まず女性や子どもに向かいます。私たちは、憲法9条を変えて日本を再び「戦争できる国」にすることを絶対に許しません。平和を願う女性たちが、いま行動するときです。

「憲法改悪反対、9条を守れ」、「戦争反対、平和が一番」と願う私たちの意思をここに明らかにし、みなさんに、ともに立ちあがってくださるよう呼びかけます。

### 問い合わせ

#### 事務局●日本婦人団体連合会

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-11-9-303  
電話03-3401-6147 fax03-5474-5585  
Eメール fudanren@cocoa.ocn.ne.jp

#### 〈呼びかけ人〉

雨宮処凛、UA、澤地久枝  
竹信三恵子、田中優子、湯川れい子

#### (ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人様が負担することになります。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙  
3万円以上  
貼付

印

この場所には、何も記載しないでください。